

(案)

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく

長崎県管理河川の減災に係る取組方針

【第2期】

令和7年2月

長崎県管理河川減災協議会

長崎市・佐世保市・島原市・諫早市・大村市・平戸市・松浦市・
対馬市・壱岐市・五島市・西海市・雲仙市・南島原市・長与町・
時津町・東彼杵町・川棚町・波佐見町・佐々町・新上五島町・
気象庁長崎地方气象台・長崎県

1. はじめに

長崎県は、日本の本土最西端、九州の北西部に位置し、佐賀県との隣接部を除いて三方を海に囲まれており、島々と半島が多く、山岳丘陵が海まで迫る急峻な地形となっている。気候は対馬暖流の影響を受け、冬は温暖、夏は涼しい海洋性気候となっており、年平均気温は約17℃で年平均降水量は約1,850mmに達するが、大半は6月から9月の梅雨期から台風期に降水量が集中している。

長崎県が管理している河川は、一級河川1水系35河川、二級河川210水系341河川、合わせて211水系、376河川、区間延長約1,162kmに及んでいる。そのほとんどは地理的、地形的な要因により中小河川であり、山から海までの距離が短く、しかも勾配が急であるため、洪水時には激流となって流下するが、平常時には流量が少ないといった特徴がある。

それゆえ県内では、昭和32年の諫早水害や昭和42年の県北・五島地域の豪雨、昭和57年の長崎大水害などが発生しており、近年でも平成27年、平成28年の対馬市、平成29年の壱岐市で豪雨により多くの災害が発生している。

また、全国的にも平成27年9月の関東・東北豪雨や平成28年9月の東北・北海道地方を襲った台風被害など堤防の決壊や氾濫流による家屋倒壊・流失、広範囲かつ長期間の浸水被害が発生し、「水防災意識社会」の再構築が答申され、更なる減災対策への取組を講じることとなった。

この取組として、県管理河川が存する20市町と長崎地方气象台、長崎県からなる「長崎県管理河川流域減災対策協議会」を平成29年6月5日に設立し、平成30年3月23日に「長崎県管理河川流域大規模氾濫減災協議会」に名称変更し、令和7年2月13日に「長崎県管理河川減災協議会」(以下、協議会という)に移行して取組を続けている。

さらに、今後も気候変動の影響により水害の激甚化・頻発化が予測されていることから、水害リスクの増大に備えるため、流域全体であらゆる関係者が協働し、防災・減災を図る総合的な治水対策である「流域治水」が展開されている。令和3年度には流域治水の取組をさらに実行性のあるものとするための流域治水関連法が施行され、流域治水の取組みがさらに推進されている。本県においても「流域治水協議会」の設置や流域治水プロジェクトの策定・公表に向けた取組を実施している。

この協議会では、それぞれの河川や市町が持つ課題を抽出し、「事前の防災・減災対策により、いかなる災害が発生しようとも、人命などが守られるべく『災害に強く、命を守る地域防災力の向上』を目指す。」を取組方針として、協議会の構成機関がそれぞれまたは連携して取組む事項を、

取組方針として取りまとめたものである。

これまで協議会で議論し取り組んできた平成29年度から令和6年度までの8年間の取組については、【第1期】として整理し、今後は、社会情勢の変化やこれまでの取組状況を踏まえ、令和7年度から令和11年度までの5年間を対象として【第2期】として新たに策定する。

なお、本取組方針は、本協議会規約第6条に基づき作成したものである。

2. 協議会の構成機関

本協議会の構成機関は、以下のとおりである。

構 成 機 関	構 成 員	構 成 機 関	構 成 員
長崎市	長崎市長	気象庁	長崎地方気象台
佐世保市	佐世保市長		防災管理官
島原市	島原市長	長崎県	長崎振興局建設部長
諫早市	諫早市長	長崎県	県央振興局建設部長
大村市	大村市長	長崎県	島原振興局建設部長
平戸市	平戸市長	長崎県	県北振興局建設部長
松浦市	松浦市長	長崎県	五島振興局建設部長
対馬市	対馬市長	長崎県	五島振興局上五島支所
壱岐市	壱岐市長		建設部長
五島市	五島市長	長崎県	壱岐振興局建設部長
西海市	西海市長	長崎県	対馬振興局建設部長
雲仙市	雲仙市長	長崎県	防災企画課長
南島原市	南島原市長	長崎県	河川課長
長与町	長与町長		
時津町	時津町長		
東彼杵町	東彼杵町長	(オブザーバー)	
川棚町	川棚町長	国土交通省	長崎河川国道事務所
波佐見町	波佐見町長	長崎県	砂防課
佐々町	佐々町長	(事務局)	
新上五島町	新上五島町長	長崎県	河川課

3. 取組の現状と課題

長崎県管理河川における防災・減災対策について、各構成機関が現在実施している取組の現状とその課題を抽出・整理した。

1. 住民の防災意識の向上に関する取組

※平常時に行う事前の情報共有を想定

項目	現状と課題（○：現状、●：課題）	
1－① 洪水浸水想定区域図の共有、洪水ハザードマップの作成・改良と周知	○県では、水位周知河川について、計画規模の降雨及び想定最大規模降雨を対象とした洪水浸水想定区域図を作成し長崎県公式ホームページで公表している。 ○県では、水位周知河川に指定されていない河川について想定最大規模降雨を対象とした洪水浸水想定区域図を作成し長崎県公式ホームページで公表している。 ○市町では、県が作成した洪水浸水想定区域図を基に、避難場所等を示した洪水ハザードマップを作成し、住民へ周知している。 ●新たに作成された洪水浸水想定区域図に基づく洪水ハザードマップ作成が完了していない。 ●洪水ハザードマップが作成・周知されているものの、住民に十分に認知されていない。	県 市町
1－② 避難指示等の発令対象区域、発令判断基準等の確認	○県では、避難指示等の発令対象区域設定を支援するため、洪水浸水想定区域図を作成・公表している。 ○避難指示等の発令判断基準作成を支援するため、水位周知河川情報（県）や洪水キキクル（気	市町 （気象台） （県）

	象台)などの防災情報を提供している。 ●局所的な豪雨や夜間の急激な水位上昇に対し、避難指示等の発令が間に合わない恐れがある。	
1－③ 要配慮者利用施設等における避難計画等の作成・訓練に対する支援	○要配慮者利用施設等へ防災情報や水害リスクに関する情報提供を行い各施設の避難確保計画策定や訓練を支援している。 ●避難確保計画作成や訓練実施は大幅に進んでいるものの、十分とは言えない。	市町 (県)
1－④ 住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	○一部の市町において、総合防災訓練等の中で住民避難訓練・避難誘導訓練を行うなど工夫して実施している。 ●住民避難訓練を実施している市町はあるものの、一部にとどまり十分に実施できているとは言えない。	県 市町
1－⑤ 防災教育の促進	○県では、自主防災リーダーを養成するため、防災推進員(自主防災リーダー)養成講座を年2回開催している。 ○各機関において、防災に関する講話や地域防災マップづくり、出前講座等の防災教育を実施している。 ●各機関において工夫して防災教育に取り組んでいるが、住民の具体的な早期避難行動に繋がるように引き続き防災教育を続ける必要がある。	気象台 県 市町

2. 確実な情報提供・避難の実現に関する取組

※出水中の情報収集・情報共有を想定

項目	現状と課題（○：現状、●：課題）	
2－① 出水時における気象台・河川管理者からの防災情報の内容及びタイミングの確認	○県では、水位情報周知河川へ指定を大幅に拡大している。 ○気象台では、「気象台からのコメント(HP)」、顕著現象が予想される場合の「防災メール」、「WEB 気象解説」、被害が予測される場合の「オンライン常時接続」、市町長への「ホットライン（能動的）」、危機感を伝える「記者会見」など、さまざまな危機レベルで状況に応じた防災気象情報を発信・提供している。 ●一定の取組が行われているが、住民の具体的な早期避難行動に繋がるような防災情報になるよう今後もよりよい伝え方の工夫を継続する必要がある。	気象台 県
2－② 河川水位計、危機管理型水位計、河川監視用カメラ等の確認	○県では、河川水位計、危機管理型水位計、河川監視用カメラ等を県管理河川の重要な河川、重要な箇所に設置している。 ●一定の取組が行われているが、今後も引き続き河川の情報提供ができるよう維持管理を継続する必要がある。	県
2－③ ICT・SNS 等を活用した住民等へ適切かつ確実に情報伝達する体制や方法の充実	○気象台では、防災情報の提供と情報の高度化・使いやすさ(視覚化)の改善、キキクル、ナウキャスト等各種コンテンツの利用促進を実施している。	気象台 県 市町

	○県では、長崎県河川砂防情報システム（通称：ナックス）で河川水位に加えて、河川監視カメラ画像、洪水浸水想定区域等の情報を提供している。 ○各市町では、それぞれ HP、防災行政無線、防災メール、防災ラジオ、ハザードマップ、公式 LINE、X（エックス）、Facebook 等で情報発信している。 ●避難が必要な住民に避難情報や水位情報等の防災情報が適切に伝わっていない恐れがある。	
2－④ 災害情報の共有体制の強化	○県では、長崎県防災ポータルサイトにより災害情報を掲出している。 ●引き続き災害情報の共有を進める必要がある。	気象台 県 市町

3. 社会経済被害の最小化に関する取組

※平常時に行う事前の仕組みづくり(情報関連を除く)を想定

項目	現状と課題（○：現状、●課題）	
3－① 住民の避難場所、避難経路の整備	○各市町がそれぞれの防災計画書や洪水ハザードマップにより避難場所や避難経路を公表している。 ●大規模な出水が発生した場合は避難所の備品や避難スペースが不足する恐れがある。	市町
3－② 水防資機材の整備	○県及び市町における水防資機材の整備状況を本協議会において共有している。 ●土のう袋以外のブルーシート等の情報共有につ	県 市町

	いて検討が必要。	
3－③ 水防訓練の充実	○関係機関が実施している訓練の実施状況を共有している。 ●関係機関が連携した水防訓練が十分ではない。	県 市町
3－④ 洪水時の市町村庁舎等の機能確保のための対策	○洪水浸水想定区域図を公表しており、各機関がそれぞれ浸水範囲、浸水深を確認している。 ●想定最大規模降雨に対する浸水を想定した場合、防災拠点施設が浸水する恐れがある。	気象台 県 市町

4. 減災のための取組方針

「水防災意識社会」の実現に向けて、緊急的に実施すべき取組を着実に推進するため、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画に基づき、構成員が連携して行う取組方針とこれを支える3つの柱を定める。

【5年間の取組方針】

事前の防災・減災対策により、いかなる災害が発生しようとも、人命などが守られるべく、
『災害に強く、命を守る地域防災力の向上』を目指す。

【取組方針を支える3つの柱】

1. 住民の防災意識の向上

⇒ 事前に防災に対する意識付けをすることにより、住民自ら避難行動を起こせるよう、**洪水想定浸水想定区域や指定緊急避難場所等**の共有、防災教育・訓練**の実施**。

※平常時に行う事前の情報共有を想定

2. 確実な情報提供・避難の実現

⇒ **住民**の生命財産を守るため、初動体制や防災情報の収集・伝達体制を確保し、的確な防災情報の提供や**避難指示**の判断が可能となる仕組みを構築。

※出水中の情報収集・情報共有を想定

3. 社会経済被害の最小化

⇒ **住民の避難場所、避難経路の整備、水防体制の強化**を目指す取組を実施。

※平常時に行う事前の仕組みづくり(情報関連を除く)を想定

5. 5年間で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築するため、令和7年度から令和11年度までの5年間で各機関が取り組む主な取組内容を次の通りとする。

1. 住民の防災意識の向上に関する取組

事前に防災に対する意識付けをすることにより、住民自ら避難行動を起こせるよう、洪水想定浸水想定区域や指定緊急避難場所等の共有、防災教育・訓練の実施。

※平常時に行う事前の情報共有を想定

主な取組項目	目標時期	取組機関
洪水浸水想定区域図の共有、洪水ハザードマップの作成・改良と周知		
想定最大規模降雨を対象とした洪水浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域等を作成・公表。	必要に応じて対応	県
洪水浸水想定区域図を基に、避難場所等を示した洪水ハザードマップを作成または内容の充実を図る改良を行い、住民へ周知。	引き続き実施	市町
防災意識向上と迅速な避難に役立つ「まるごとまちごとハザードマップ」の整備。	必要に応じて対応	市町
避難指示等の発令対象区域、発令判断基準等の確認		
洪水浸水想定区域図を基に避難指示等の発令対象区域を設定・見直し。	引き続き実施	市町 (県)
水位周知河川情報の基準水位や洪水キキクルを基に発令判断基準を設定・見直し。	引き続き実施	市町 (気象台) (県)
要配慮者利用施設等における避難計画等の作成・訓練に対する支援		
要配慮者利用施設等へ防災情報や水害リスクに関する情報提供を行い、各施設の避難確保計画の策定、浸水防止対策等の検討を支援。	引き続き実施	市町 (県)

住民、関係機関が連携した避難訓練等の実施		
水害リスクの高い地域において、住民や防災関係機関が連携し、総合防災訓練等の機会を活用するなどして避難訓練を実施。	引き続き実施	市町 (気象台) (県)
防災教育の促進		
水防災教育、出前講座等を利用した講習会の取組の実施。	引き続き実施	気象台 県 市町

2. 確実な情報提供・避難の実現に関する取組

住民の生命財産を守るため、初動体制や防災情報の収集・伝達体制を確保し、的確な防災情報の提供や避難指示の判断が行える仕組みを構築。

※出水中の情報収集・情報共有を想定

主な取組項目	目標時期	取組機関
出水時における気象台・河川管理者からの防災情報の内容及びタイミングの確認		
警戒レベルに対応した洪水キキクル、防災気象情報の共有。	引き続き実施	気象台
水位情報周知河川の基準観測所、基準水位、発表区間等の共有。	引き続き実施	県
河川水位計、危機管理型水位計、河川監視用カメラ等の確認		
水害危険性を把握するため、河川水位計、危機管理型水位計、河川監視用カメラ等の設置位置、基準水位等の情報を共有。	引き続き実施	県
ICT・SNS等を活用した住民等へ適切かつ確実に情報伝達する体制や方法の充実		
住民に対して、ICT・SNS等のさまざまな防災情報提供ツールを活用し、防災情報伝達の多重化・強化を実施。	引き続き実施	気象台 県 市町

災害情報の共有体制の強化		
長崎県防災ポータルサイトを活用し災害情報を共有。	引き続き実施	県 市町

3. 社会経済被害の最小化

住民の避難場所、避難経路の整備、水防体制の強化を目指す取組を実施。

※平常時に行う事前の仕組みづくり(情報関連を除く)を想定

主な取組項目	目標時期	取組機関
住民の避難場所、避難経路の整備		
避難場所における備品整備や混雑状況配信等を実施。	引き続き実施	市町
水防資機材の整備		
土のう等の水防資機材の整備を推進。	引き続き実施	県 市町
水防訓練の充実		
関係機関が連携した水防訓練を実施。	引き続き実施	県 市町
洪水時の市町村庁舎等の機能確保のための対策		
洪水浸水想定区域図を確認し、庁舎等が浸水する恐れがある場合は、対応を検討して実現可能な対策から順次実施。	引き続き実施	気象台 県 市町

4. 河川・ダムハード対策

河川改修事業、ダム整備事業等のハード対策を行うことで治水安全度を向上させ、氾濫の規模、範囲、頻度を減少させる。

主な取組項目	目標時期	取組機関
氾濫の規模、範囲、頻度を減少させる治水のハード対策		
堤防整備、河道拡幅・掘削等による流下断面を拡大させる河川改修事業の実施。	引き続き実施	県 市町

	洪水時に下流の河川流量を低減させる治水機能を備えたダム新設事業や既存ダムに治水機能を付加するダム再開発事業の実施。	引き続き実施	県
--	---	--------	---

6. フォローアップ

各関係機関の取組**内容**については、必要に応じて防災業務計画や地域防災計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

毎年出水期前に協議会**もしくは**幹事会を開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組**方針**を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じ、習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととする。

なお、**今後あらゆる関係者が協働して流域全体で被害を軽減させる流域治水を議論する「流域治水協議会」と合わせ、対策を実施していく。**